

別表（第2条関係）

対象活動 (城東区青少年指導員要綱 第3条に定める業務)	活動内容(例)	算定基準額(円)
(1) 啓発活動	街頭啓発 など	各校下 15,820 円
(2) 指導ルーム (3) 青少年実態調査	夜間巡視 など	各校下 16,000 円
(4) 青少年を対象としたイベントの開催	キャンプ・一泊研修 ハイキング・ピクニック 文化・スポーツ活動(練習・大会) ラジオ体操 餅つき大会 地域成人の日記念のつどい 青少年健全育成事業 など	区協議会 313,782 円 各校下 101,940 円
(5) ユースリーダー育成事業	ユースリーダー育成研修会 日帰り体験キャンプ など	区協議会 151,650 円
(6) その他目的の達成に必要である事項	校下・区・市青指研修会 区・市青指理事会及び各種会議 東ブロック事業 など	区協議会 76,568 円 各校下 36,240 円

大阪市青少年指導員活動交付金交付要綱 第5条に定める個人給付とみなされる経費及び分担金は除く。また、委嘱業務に係る事務費の上限額は、区協議会 54,200 円、1校下あたり 17,000 円とする。